

指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 11 月 14 日

指宿広域市町村圏組合管理者

打越 明司

指宿広域市町村圏組合条例第 3 号

指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び指宿広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年指宿広域市町村圏組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「前項中」を「第 2 項及び前項中」に改める。

第 17 条第 1 項中「その他規則で定める者」の次に「(第 20 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 20 条の次に次の 3 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 20 条の 2 任命権者は、指宿広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（平成 5 年指宿広域市町村圏組合条例第 16 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 23 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は届出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第 23 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(指宿広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 指宿広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 20 条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

第 20 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生

じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 22 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の
条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第
1 条の規定による改正後の指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関す
る条例第 20 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずるこ
とができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の
規定により講じられたものとみなす。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2
項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間にお
ける部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の指
宿広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用に
ついては、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条
第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。